

京都市国民保護協議会条例（平成18年3月31日京都市条例第165号）（消防局
防災危機管理室）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行に伴い、同法に定めるもののほか、京都市国民保護協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることとしました。

この条例は、平成18年3月31日から施行することとしました。

京都市国民保護協議会条例を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 梶本 頼兼

京都市条例第165号

京都市国民保護協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に定めるもののほか、京都市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員45人以内をもって組織する。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第4条 専門委員は、専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(招集及び議事)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第6条 協議会に、幹事35人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第7条 協議会は、専門の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員又は専門委員をもって組織する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(消防局防災危機管理室)